

家計急変者となる目安（住民税非課税相当収入限度額 早見表）

令和5年度の住民税（均等割）が課税されている方でも、物価高騰の影響を受けて令和5年1月以降の収入が減少し、年間の収入見込額が【住民税非課税相当収入限度額】以下の方は、本給付金の受給要件である「家計急変者」に該当します。

【住民税 非課税相当収入限度額 早見表（年額）】

世帯の人数（※注）		非課税相当収入限度額
2人	（例）夫（婦）子1人	137.8 万円
3人	（例）夫婦 子1人	168.0 万円
4人	（例）夫婦 子2人	209.7 万円
5人	（例）夫婦 子3人	249.7 万円
6人	（例）夫婦 子4人	289.7 万円

（※注）世帯の人数は、以下の合計人数です。

- ・申請者本人
- ・同一生計配偶者
（収入金額103万円以下の者）
- ・扶養親族（16歳未満の者も含む）

※収入が非課税相当収入限度額を上回る場合でも、経費を差し引いた所得で認められる場合もあります。